

岐阜地方裁判所 民事第2部合議係 裁判長 殿

大垣警察市民監視違憲訴訟（平成28年（ワ）第758号事件）について、お願いします。

憲法21条は「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない」と表現の自由を保障しています。憲法13条は、個人の尊重及び幸福追求権を保障しています。

地元で風力発電所が作られる計画を知り、住民と勉強会をし、意見表明をする。生態環境を壊すまいと、ダム建設反対訴訟や運動をする。福島第一原発事故を受けて、反原発パレードやSNSでの情報発信をする。

このような表現をする市民が、警察にいわれなき監視を受け続け、私企業に勝手に情報を渡され、表現を断念したり、差し控えたりしようとする、そんな世の中にしてはなりません。

私たちは、警察のいわれなき監視やプライバシー侵害から解放された、自由にものが言える社会を求めます。

貴裁判所におかれましては

- 1 審理を十分に尽くし、市民監視の真相と責任を明らかにして下さい。
- 2 表現の自由の萎縮を狙った警察による市民監視に、断固たる姿勢を見せて下さい。

氏 名	住 所

2014年7月24日付朝日新聞は、「岐阜県警が個人情報漏洩」との見出しのもと、「岐阜県大垣市での風力発電施設建設をめぐり、同県警大垣署が事業者の中部電力子会社『S社(注:原文では実名)』(名古屋市)に、反対住民の過去の活動や関係のない市民運動家、法律事務所の実名を挙げ、連携を警戒するよう助言したうえ、学歴または病歴、年齢など」の個人情報を漏らしていたことを報じました。

事件発覚直後に弁護団が結成され、当事者とともに、県警及び公安委員会への抗議・要請活動、警察が収集している個人情報の開示請求、地方公務員法違反での告発などに取り組んできました。

そして、2016年12月21日、岐阜県を被告として、国家賠償請求訴訟を提起しました。

署名集約先:大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす「もの言う」自由を守る会

<http://monoiujiyuu-ogaki.jimdo.com/>

〒503-0906 大垣市室町 2-25 西濃法律事務所 Tel:0584-81-5105